

承認第12号

日出町介護保険条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

日出町長 本田博文

1 専決事項

日出町介護保険条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和2年5月19日

日出町介護保険条例の一部を改正する条例について

日出町介護保険条例の一部を改正する条例を公布することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月19日

日出町長 本田博文

日出町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 9 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 9 号

### 日出町介護保険条例の一部を改正する条例

日出町介護保険条例（平成 1 2 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第 8 条 町長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和 2 年 2 月 1 日以後に第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者につき相当な収入の減少であって規則で定める理由があったことその他これに類する理由がある場合において、これらの者が令和 3 年 1 月 3 1 日までに納付すべき保険料に係る法の規定による徴収金（令和 3 年 1 月 3 1 日以前に納付義務の成立したもので納期限が令和 2 年 2 月 1 日以後に到来するもののうち、納付義務者の申請の日以前に納付すべき保険料の額の確定したものに限る。）の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認める場合においては、納付義務者の当該申請によって、その納付することが困難であると認められる金額を限度として、その納期限か

ら1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

- 3 第1項の規定による徴収の猶予をした場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合（附則第8条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免の特例）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入をいう。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、規則で定めるもの

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
  - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「認められるもの」とあるのは、「認められるもの（附則第9条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用する。